

## 秘密保全法制の在り方に関する検討チームの設置について

平成20年4月2日  
内閣官房長官決裁

- 1 秘密保全に関する我が国及び諸外国の実情を踏まえ、我が国に真にふさわしい秘密保全法制の在り方について検討を行うため、内閣に秘密保全法制の在り方に関する検討チーム（以下「検討チーム」という。）を設置する。
- 2 検討チームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
副議長	内閣危機管理監
構成員	内閣官房副長官補（外政担当）
	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）
	内閣情報官
	警察庁警備局長
	公安調査庁次長
	外務省国際情報統括官
	防衛省防衛政策局長
	内閣官房内閣審議官（内閣情報調査室）
- 3 検討チームの庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 検討チームの下に関係行政機関の職員による作業グループを置き、検討チームにおける検討を補佐させるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討チームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。